

各都道府県知事 殿

医政発0210第8号
平成23年2月10日

厚生労働省医政局長

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について（通知）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成23年4月1日から施行されることとなったところであり、また、臨床修練制度の運用及び審査期間の見直しを併せて行うこととしたところである。

貴職におかれては、下記の事項について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等へ周知方願いたい。

記

第一 改正省令等の趣旨

「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、医師・看護師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化を図る観点から制度・運用の見直しを行うこととされた。

これを受け、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号。以下「規則」という。）を改正し、臨床修練の許可申請書に添付することとされている書類（以下「添付書類」という。）を簡素化するとともに、臨床修練の許可申請書の様式を見直すこととした。また、臨床修練の許可に係る運用を見直すとともに、臨床修練の許可並びに臨床修練指導医、臨床修練指導歯科医及び臨床修練指導者の認定の処理期間を短縮することとした。

第二 改正省令の内容

- 1 以下に掲げる書類について、添付書類から除外したこと。（規則第4条第2項）
 - (ア) 臨床修練を終えた後、外国において診療等に従事することを証する書類
 - (イ) 外国で、免許の取消し等の処分を受け、その資格に係る業務を行うことができない者等に該当しない旨を申述する書類
 - (ウ) 日本国内で、資格に係る業務に関する犯罪又は不正の行為があった者等に該当しない旨を申述する書類
- 2 添付書類のうち、外国において医師等に相当する資格を有することを証する書面について、原本ではなく写しを添付することとしたこと。（規則第4条第2項第3号）
- 3 添付書類のうち、一定の事項を記載した診断書について、日本の医師によるもののみならず、外国の医師（申請者本人を除く。）によるものであっても差し支えないこととしたこと。（規則第4条第2項第7号）
- 4 臨床修練の許可申請書について、1に掲げる事項に関する申述欄を設けることとしたこと。（規則様式第1号）

第三 「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」の一部改正

「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」（平成6年10月31日付け健政発第782号）の別添2中「外国医師又は外国歯科医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練」に改め、別添2の別表第9中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」に、「二月」を「一月」に改めること。

第四 臨床修練の許可に係る運用の見直し

- 1 臨床修練の許可については、許可申請者の入国後に、許可申請書及びその添付書類を厚生労働大臣に提出することによって申請しなければならないこととしている

(号外)
独立行政法人国際印刷局

官報	目次
省令	(号外)

告示	○外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
公正取扱い・消費者庁	○外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
会社その他	○外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
正規免責再生関係	○外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
地方公共団体	○外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判所	正規免責再生関係
独立行政法人産業技術総合研究所特定職員登録式承認	独立行政法人中小企業基盤整備機関人材、司法書士名前登録等、日本弁護士連合会成
正規・司法修習委員会規則中一部改	正規・司法修習委員会規則中一部改
会社決算公告	会社決算公告
正規免責	正規免責

官報	○外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

るが、今般、許可申請書及びその添付書類（旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し（以下「旅券等」という。）を除く。）については、許可申請者の入国情前に、厚生労働大臣に提出することとして差し支えないこととしたこと。なお、旅券等については、許可申請者の入国情後に、厚生労働大臣に提出しなければならないことに留意すること。

2 以下の要件を満たす場合には、許可申請者の入国情の翌日（入国情が(7)の入国情予定日より早まった場合にあっては入国情予定日）から起算して5日以内（行政機関の休日については、日数として計算しない。）に、臨床修練の許可を行うこととしたこと。

(7) 入国情予定日の15日前までに、許可申請書及びその添付書類（旅券等を除く。）及び在留資格認定証明書の写しについて、郵送により厚生労働省に提出されていること（入国情予定日の15日前までに厚生労働省に到達していることを要する。）。

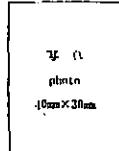
(i) 入国情の当日中に、旅券等について、メール又はファクシミリにより厚生労働省に提出されていること。

(ii) 許可申請書及びその添付書類に不備等が認められないこと。

(iii) 許可申請書及びその添付書類の内容を審査した上で、臨床修練の許可を与えて差し支えないものと認められること。

第五 施行期日等

- 1 改正省令については、平成23年4月1日から施行することとしたこと。ただし、改正省令の施行の際現にある様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。
- 2 第三及び第四に関する取扱いについては、平成23年4月15日から適用することとしたこと。



收 入 印 刀 稅	revenue stamp
-----------	---------------

許 可 番 号	
准許可年月日	

臨 床 修 練 許 可 申 請 形
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

厚生労働大臣
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。

Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
氏名 Name	原語表記 In the original letters,	
	英語表記 In English	
日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana		
性別 Sex	<input type="checkbox"/> 男/Male <input type="checkbox"/> 女/Female	
出生地 Place of birth		
本邦における居住地 Home town/city		
日本における居住地 Address in Japan		
電話番号 Telephone No.		
臨床修練終了後の予定 Plans after the advanced clinical training	<input type="checkbox"/> 帰国/Return to your country 意向予定先/Intended place of work () <input type="checkbox"/> その他/others ()	

現行

様式第一号(第四条関係) (平成元年令四・全改)

字 其 photo	收 入 印 刀 稅 revenue stamp:	許 可 番 号 Approval number
		准許可年月日 Approval date

臨 床 修 練 許 可 申 請 形

APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。

Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

國 種 Nationality	出生地 Place of Birth			
日本における居住地 Present Address in Japan	c/o () 方			
電 話 号 TEL. No.	()			
氏 名 Name	(原語) (In Original Letters)			
	(ローマ字) (In Roman Letters)	(Last)	(First)	(Middle)
	(カタカナ) (In Japanese Katakana)	(Last)	(First)	(Middle)
性 別 Sex	男 Male	女 Female		
生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day			
通 話 し 使用する能力 Foreign Languages which You can understand and use				

外國医師 (歯科医師・看護師等) 資格 Foreign license of medical practitioner (Dental Practitioner・Nurse)	資格を取得した外國の国名 Country where the license is obtained	資格の名称 Name of the Licence
資格の取得年月日 Date when the license is obtained	原語表記 In the original letters	原語の名称 Name of the Licence
	英語表記 In English	英語の名称 Name of the Licence
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana	日本語の名称 Name of the Licence
臨床修練で用いられる主な言語 Languages which you use in the hospital	日本語/Japanese () 英語/English () 他の他の言語/other language ()	
日本国外で開業において 大修事由に該当しない旨の申込 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under guardianship	○なし/No □あり/Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	○なし/No □あり/Yes 具体的な内容/Details ()
	医師停止令の行政処分を受けたことの有無 License suspension	○なし/No □あり/Yes 具体的な内容/Details ()
	医事に付し、思量又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	○なし/No □あり/Yes 具体的な内容/Details ()

外國医師 (歯科医師・看護師等) 資格 Foreign license of medical practitioner (Dental Practitioner・Nurse)	資格を取得した外國の国名 Country where the license is obtained	
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained	年 月 日 Year Month Day
	資格の名称 Name of the Licence	
	資格の取得年月日 Date when the license is obtained	
日本国外で開業において 大修事由に該当しない旨の申込 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	資格の名称 Name of the Licence	
	資格を取得した外國の国名 Country where the license is obtained	資格の名称 Name of the Licence
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained	資格の名称 Name of the Licence
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained	資格の名称 Name of the Licence
臨床修練で用いられる主な言語 Languages which you use in the hospital	日本語/Japanese () 英語/English () 他の他の言語/other language ()	
日本国外で開業において 大修事由に該当しない旨の申込 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under guardianship	○なし/No □あり/Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	○なし/No □あり/Yes 具体的な内容/Details ()
	医師停止令の行政処分を受けたことの有無 License suspension	○なし/No □あり/Yes 具体的な内容/Details ()
	医事に付し、思量又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	○なし/No □あり/Yes 具体的な内容/Details ()

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日
Year Month Day

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。
(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A4.
2. 用紙の欄には、記入しないこと。
Column with #sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かい文又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball-point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

年 月 日
(Date) Year Month Day

署 名
Signature

(注意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。
(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A4.

2. 指示の欄には、記入しないこと。
Column with #sign is for official use only.

3. 該当する不動文字を○で囲むこと。
Encircle the fixed letters.

4. 黒ボールペンを用い、かい文又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball-point pen.

5. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.

6. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.